

年齢階層	薬 劑 師					診 療 放 射 線 技 師				
	給 与		平 均 給 与 月 額			給 与		平 均 給 与 月 額		
	きま 支給 す 与 (A)	まっ つ て る 外 手 当 (B)	(A)-(B)	うち 通 勤 手 当	きま 支給 す 与 (A)	まっ つ て る 外 手 当 (B)	(A)-(B)	うち 通 勤 手 当		
歳 歳	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
18 ~ 19	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
20 ~ 21	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
22 ~ 23	※ 266,191	30,791	235,400	11,600	-	-	-	-	-	
24 ~ 25	※ 265,173	25,073	240,100	5,800	※ 250,191	23,068	227,123	3,565	-	
26 ~ 27	※ 284,598	25,944	258,654	6,509	※ 256,650	5,500	251,150	4,250	-	
28 ~ 29	※ 306,379	19,935	286,444	14,955	※ 287,279	41,579	245,700	6,300	-	
30 ~ 31	※ 281,129	1,110	280,019	6,454	-	-	-	-	-	
32 ~ 33	※ 295,500	0	295,500	9,000	※ 301,449	37,314	264,135	6,729	-	
34 ~ 35	※ 309,420	0	309,420	16,120	※ 333,266	33,966	299,300	8,800	-	
36 ~ 37	※ 339,635	35,440	304,195	0	-	-	-	-	-	
38 ~ 39	※ 381,150	29,150	352,000	8,800	※ 361,273	54,385	306,888	6,683	-	
40 ~ 41	※ 437,500	0	437,500	13,700	※ 373,476	34,418	339,058	3,587	-	
42 ~ 43	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
44 ~ 45	※ 328,201	1,101	327,100	0	※ 491,809	64,609	427,200	15,700	-	
46 ~ 47	※ 285,332	29,532	255,800	3,800	※ 390,100	0	390,100	8,900	-	
48 ~ 49	※ 508,072	67,272	440,800	8,800	※ 437,407	17,481	419,926	8,408	-	
50 ~ 51	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
52 ~ 53	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
54 ~ 55	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
56 ~ 57	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
58 ~ 59	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
60 歳以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
計	314,321	20,347	293,974	8,313	342,185	30,008	312,177	6,604	-	

(注) 1 表中「-」とあるのは、該当人員のないことを示す。
2 表中「※」とあるのは、調査実人員が5人以下であることを示す。

年齢階層	職種 臨床検査技師					栄養士					
	給与 平均給与月額					平均給与月額					
	支給 給	ま 給 与	つ す る (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A)-(B)	支給 給	ま 給 与	つ す る (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A)-(B)	うち 通 勤 手 当
歳	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
18～19	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20～21	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
22～23	※	170,450	0	170,450	750	-	-	-	-	-	-
24～25	※	181,203	1,303	179,900	0	※	218,239	4,630	213,609	3,565	0
26～27	※	199,170	1,950	197,220	15,820	※	271,909	34,409	237,500	0	0
28～29	※	191,372	7,672	183,700	1,000	-	-	-	-	-	-
30～31	※	224,561	1,061	223,500	0	※	231,325	20,402	210,923	3,890	0
32～33	※	195,212	5,012	190,200	4,150	-	-	-	-	-	-
34～35	※	329,411	42,340	287,071	9,800	-	-	-	-	-	-
36～37	-	-	-	-	-	※	219,600	0	219,600	3,800	0
38～39	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
40～41	※	392,230	59,492	332,738	7,590	※	359,515	18,615	340,900	8,800	0
42～43	※	401,621	32,821	368,800	13,650	-	-	-	-	-	-
44～45	-	-	-	-	-	※	376,560	43,460	333,100	0	0
46～47	※	552,356	122,156	430,200	8,800	-	-	-	-	-	-
48～49	※	418,520	25,831	392,689	6,971	※	419,233	14,533	404,700	11,600	0
50～51	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
52～53	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
54～55	※	458,620	76,920	381,700	8,800	-	-	-	-	-	-
56～57	※	592,300	0	592,300	15,700	-	-	-	-	-	-
58～59	-	-	-	-	-	※	321,200	0	321,200	6,500	0
60歳以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計		339,298	30,742	308,556	7,285		277,017	16,295	260,722	4,304	0

(注) 1 表中「-」とあるのは、該当人員のないことを示す。
2 表中「※」とあるのは、調査実人員が5人以下であることを示す。

年齢階層	理 学 療 法 士				作 業 療 法 士			
	平 均 給 与 月 額				平 均 給 与 月 額			
	ま っ てる き 給 与 支 給 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A)-(B)	う ち 通 勤 手 当	ま っ てる き 給 与 支 給 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A)-(B)	う ち 通 勤 手 当
歳 歳	円	円	円	円	円	円	円	円
18 ~ 19	-	-	-	-	-	-	-	-
20 ~ 21	-	-	-	-	-	-	-	-
22 ~ 23	※ 218,432	4,800	213,632	0	-	-	-	-
24 ~ 25	224,054	5,399	218,655	3,561	222,361	2,230	220,131	4,468
26 ~ 27	239,185	7,255	231,930	1,505	※ 228,064	2,707	225,357	806
28 ~ 29	※ 227,422	1,272	226,150	3,150	※ 243,307	5,743	237,564	3,737
30 ~ 31	※ 239,800	0	239,800	6,300	※ 247,811	793	247,018	1,777
32 ~ 33	※ 249,035	5,914	243,121	6,074	※ 284,707	5,229	279,478	4,950
34 ~ 35	262,740	0	262,740	2,384	※ 310,699	9,586	301,113	4,593
36 ~ 37	※ 335,971	8,071	327,900	6,300	-	-	-	-
38 ~ 39	※ 409,074	69,274	339,800	8,800	-	-	-	-
40 ~ 41	※ 346,290	0	346,290	2,840	-	-	-	-
42 ~ 43	-	-	-	-	※ 387,800	0	387,800	0
44 ~ 45	※ 438,300	0	438,300	0	-	-	-	-
46 ~ 47	※ 421,650	0	421,650	3,750	※ 458,650	0	458,650	3,750
48 ~ 49	※ 429,487	19,887	409,600	0	-	-	-	-
50 ~ 51	-	-	-	-	-	-	-	-
52 ~ 53	-	-	-	-	-	-	-	-
54 ~ 55	-	-	-	-	-	-	-	-
56 ~ 57	※ 563,900	0	563,900	0	-	-	-	-
58 ~ 59	※ 640,400	0	640,400	0	-	-	-	-
60 歳以上	-	-	-	-	-	-	-	-
計	275,260	4,777	270,483	2,921	253,496	3,316	250,180	3,259

(注) 1 表中「-」とあるのは、該当人員のないことを示す。
2 表中「※」とあるのは、調査実人員が5人以下であることを示す。

職種 給与 年齢 階層	総 看 護 師 長					看 護 師 長					
	平 均 給 与 月 額					平 均 給 与 月 額					
	ま 給 与 支 給	ま 給 与 支 給	つ す る (A)	う ち 時 間 当 (B)	(A)-(B) う ち 通 勤 手	ま 給 与 支 給	ま 給 与 支 給	つ す る (A)	う ち 時 間 当 (B)	(A)-(B) う ち 通 勤 手	
歳	歳	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
18 ~ 19	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20 ~ 21	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
22 ~ 23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
24 ~ 25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
26 ~ 27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
28 ~ 29	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
30 ~ 31	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
32 ~ 33	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
34 ~ 35	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
36 ~ 37	-	-	-	-	-	※ 341,763	3,039	338,724	7,674	-	-
38 ~ 39	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
40 ~ 41	-	-	-	-	-	※ 361,858	5,836	356,022	6,575	-	-
42 ~ 43	-	-	-	-	-	※ 402,189	27,776	374,413	6,097	-	-
44 ~ 45	-	-	-	-	-	※ 386,470	4,862	381,608	3,565	-	-
46 ~ 47	※ 413,200	-	0	413,200	6,300	※ 354,115	2,415	351,700	6,300	-	-
48 ~ 49	-	-	-	-	-	※ 383,323	3,202	380,121	6,680	-	-
50 ~ 51	-	-	-	-	-	※ 449,100	6,000	443,100	15,700	-	-
52 ~ 53	-	-	-	-	-	※ 424,925	6,000	418,925	1,975	-	-
54 ~ 55	※ 566,785	-	0	566,785	24,918	※ 469,250	0	469,250	15,600	-	-
56 ~ 57	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
58 ~ 59	-	-	-	-	-	※ 449,300	7,500	441,800	11,600	-	-
60 歳以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	※ 509,502	-	0	509,502	17,974	391,124	7,788	383,336	7,138	-	-

(注) 1 表中「-」とあるのは、該当人員のないことを示す。

2 表中「※」とあるのは、調査実人員が5人以下であることを示す。

第18表 公民比較の対応表

県職員（行政職）		対 応 民 間 職 種		
職務の級	代表的な職	企業規模500人以上	企業規模100人以上 500人未満	企業規模100人未満
9 級	部 長	支店 工場 長 工部 部 長 部 次 長	/	/
8 級	局 長	課 長		
7 級	参 事		支店 工場 長 工部 部 長 部 次 長	支店 工場 長 工部 部 長 部 次 長
6 級	課 長			支店 工場 長 工部 部 長 部 次 長
5 級	課 長 補 佐	課 長 代 理		課 長
4 級	専 門 員	係 長	課 長 代 理	課 長 代 理
3 級	係 主 長 任	係 主任(一部は4級にも対応)	係 長	係 長
2 級 及 び 1 級	主 事 、 技 師	係 員	主任(一部は3級に対応) 係 員	主任(一部は3級に対応) 係 員

※ 公民較差の算定方法

次の手順（ラスパイレス方式）により算定

- 1 民間給与について、県職員の「職務の級」の区分に対応した職種ごとに、学歴別、年齢階層別（2歳区分）の平均給与を算定
- 2 1により算定された平均給与に対応する「職務の級」の区分の県職員数を乗じ、民間事業所の従業員数と県の職員数が同じであると仮定した場合の給与総額を算定
- 3 2により算定された給与総額を県職員数で除したものを民間の平均給与とし（加重平均）、それと県職員の平均給与とを比較して較差を算出

第19表 民間における給与改定の状況

(平成18年職種別民間給与実態調査)

役職 段階	項目	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベア慣行なし
		%	%	%	%
係 員		27.4	14.2	1.7	56.7
課 長 級		25.3	13.0	2.3	59.4

第20表 民間における定期昇給の実施状況

(平成18年職種別民間給与実態調査)

役職 段階	項目	定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期昇給 停止	定期昇給 制度なし	
			%	増 額	減 額			変化なし
係 員		88.8	83.7	39.3	7.5	36.9	5.1	11.2
課 長 級		82.0	75.0	34.3	8.9	31.8	7.0	18.0

(注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第21表 民間における賃金カットの実施状況

(平成18年職種別民間給与実態調査)

役職 段階	項目	賃金カットを実施した事業所	賃金カットを実施した事業所 における平均カット率
		%	%
係 員		3.3	10.7
課 長 級		3.3	13.7

(注) 「所定内給与又は基本給」に対する賃金カット(期限に定めのあるもの)の実施状況である。

第22表 民間における年俸制の導入状況

(平成18年職種別民間給与実態調査)

役職 段階	項目	年俸制を実施している事業所	年俸制を実施していない事業所
		%	%
課 長 級		19.8	80.2
部 長 級		25.7	74.3

第23表 民間における家族手当の支給状況

(平成18年職種別民間給与実態調査)

扶 養 家 族 の 構 成	支 給 月 額
配 偶 者	13,163円
配 偶 者 と 子 1 人	19,907円
配 偶 者 と 子 2 人	25,559円

(注) 1 家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

2 支給月額、家族手当が平成16年以降改定された事業所について算出した。

備考 県職員の場合、扶養手当の現行支給月額は、配偶者については13,000円、配偶者以外については、1人目及び2人目はそれぞれ6,000円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

第24表 民間における住宅手当の支給状況

(平成18年職種別民間給与実態調査)

支 給 の 有 無	事業所割合(%)
支 給	56.6
非 支 給	43.4
借家・借間居住者に対する住宅手当 月額の最高支給額の中位階層	25,000円以上 26,000円未満

備考 公務員の場合、住居手当の現行の最高支給限度額は、27,000円である。

第25表 民間における雇用調整の実施状況

(平成18年職種別民間給与実態調査)

項 目	実施事業所割合(%)
採 用 の 停 止 ・ 抑 制	8.4
部 門 の 整 理 ・ 部 門 間 の 配 転	14.4
業務の外部委託・一部職種の派遣社員等への転換	9.8
転 籍 出 向	9.2
一 時 帰 休 ・ 休 業	0.0
残 業 の 規 制	6.6
希 望 退 職 者 の 募 集	3.6
正 社 員 の 解 雇	2.4
賃 金 カ ッ ト	3.3
計	33.4

(注) 平成18年1月以降の実施状況である。

第26表 民間における特別給の支給状況

(平成18年職種別民間給与実態調査)

項目	区分		事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
	平均所定内給与月額	下半期 (A1)		360,581 円
上半期 (A2)			362,065 円	280,507 円
特別給の支給額	下半期 (B1)		803,187 円	496,355 円
	上半期 (B2)		812,028 円	500,335 円
特別給の支給割合	下半期 (B1)/(A1)		2.23 月分	1.85 月分
	上半期 (B2)/(A2)		2.24 月分	1.78 月分
年間の平均			4.47 月分	3.63 月分

(注) 下半期とは平成17年8月から平成18年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。
備考 県職員の場合、現行の年間支給割合は、4.45月分である。

第27表 民間における冬季賞与の配分状況

(平成18年職種別民間給与実態調査)

項目	区分	課長級		係員	
		一定率(額)分 %	考課査定分 %	一定率(額)分 %	考課査定分 %
規模計	計	46.9	53.1	55.2	44.8
	500人以上	48.6	51.4	65.5	34.5
	100人以上 500人未満	42.6	57.4	44.8	55.2
	100人未満	59.1	40.9	66.9	33.1

第28表 民間における昇給制度の状況

(平成18年職種別民間給与実態調査)

役職段階	企業規模	項目				昇給制度なし
		昇給制度あり %	自動昇給 %	査定昇給 %	昇格昇給 %	
係員	計	91.3	44.3	71.3	24.5	8.7
	500人以上	97.5	38.6	81.8	54.0	2.5
	100人以上 500人未満	96.0	56.0	70.6	9.4	4.0
	100人未満	63.2	15.8	52.6	15.8	36.8
課長級	計	86.9	28.3	66.4	26.5	13.1
	500人以上	93.7	26.7	76.3	47.1	6.3
	100人以上 500人未満	90.6	35.2	65.1	16.8	9.4
	100人未満	64.7	11.8	52.9	17.6	35.3

(注) 昇給制度の内容は、複数回答である。